

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
東進産業株式会社(三重県津市大里睦合町2597番地)[1000009455]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和5年6月2日 ~ 令和5年6月15日(2週間)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該資格登録者は、令和5年4月20日「中央自動車道 伊北IC～松川IC間遮音壁設置工事(2021年度)」(名古屋支社発注)において、資材置き場で遮音壁土留め板をユニック上に移動させる際、土留め板に指を挟まれた作業員が重傷を負う事故を生じさせた。
5. 資格停止措置理由  
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先  
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)